

令和３年３月（第３回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日（水）午後3時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1 番	荒川 忠一（筆頭代理）	2 番	齊藤 保（次席代理）
3 番	内田 一正	4 番	松野 隆
5 番	富嶋 雄治	6 番	渡邊 久則
7 番	松本 功	8 番	上村 直嗣
9 番	中村 光博	10 番	中川 恭一
12 番	坂田 俊明	13 番	坂田 成喜
14 番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員

11 番 渡邊 義幸

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第3	報告第2号 許可不要転用届について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第6	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第8	議案第5号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第9	令和3年 第3回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	奥村 敬介
主 事	上村 洸二		

7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和3年第3回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、11番渡邊義幸委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番荒川忠一委員、12番坂田俊明委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が2件と使用貸借の部が2件とでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、10番中川恭一委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(10番委員)

調査報告いたします。

3月2日に西村推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械は現在保有されていませんが、必要な機械は近隣農家より借りて耕作を行い、今後トラクターを導入する予定とのことです。特に問題ありません。

主に生産される作物はソバ、甘藷で、申請地には甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間160日、妻が経験年数30年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、8,442㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことで伺っているので、問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について中川恭一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号２番につきましては、１３番坂田成喜委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(１３番委員)

調査報告いたします。

３月４日に松本推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕運機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、そば、栗で、申請地には栗を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数５５年、年間１５０日、妻が経験年数５０年、年間１００日となっております。

取得後の農地の面積については、８，０８７㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことで伺っているので、問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

なお、本件につきましては、代理人にも聞き取り調査を行っております。

(議長)

只今、番号２番について坂田成喜委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号３番につきましては、７番松本功委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(７番委員)

調査報告いたします。

３月４日に福島推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

本案件は、親から子へ生前贈与を行うものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、ブロードキャスター等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は芝で、申請地には芝を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数３８年、年間２００日となっております。

取得後の農地の面積については、５４，５２４㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号３番について松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番及び番号2号につきましては6番渡邊久則委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

3月5日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回は、番号1と2の申請地の譲渡人が同一になるため、併せてご報告します。

2件とも申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について、併せて申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号１番及び番号２番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第６ 議案第３号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第３号説明》

(議長)

只今、議案第３号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、番号１８番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号１８番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案

件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、使用貸借権設定の部番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号1番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部番号1番及び使用貸借権設定の部番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部番号1番及び使用貸借権設定の部番号1番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、残りの案件についてご審議いただきます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和3年第4回委員会の日時について申し上げます。次回は4月12日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年３月１０日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員